



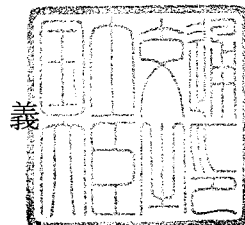
国海総第191号  
平成21年7月14日

交通政策審議会

会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣

金子 一



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第87号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
山陰臨海サービス株式会社	島根県浜田市長浜町1785番地8	1
蘭丸商船株式会社	三重県鳥羽市鳥羽四丁目10番13号	1